

鳥取縣公報

告示

昭和二十二年六月十七日
第一千八百十八號
月曜日

本書ノ大きさハ國定規格ナリ

◇鳥取縣告示第二百四十五號

健康保險法、國民健康保險法並びに船員保險法に基く保險醫の指定を左の通り取消す。

昭和二十二年六月十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

保險醫氏名 岡 垣 一
診療所所在地 鳥取市東品治町
指定取消事由 健康保險法施行令第七十五條第二項及び船員保險法施行令第二十一條の二

第二項並びに昭和十七年勅令第八百二十八號「國民健康保險法第十九條の三の規定に依る保險醫又は保險藥劑師の指定及同法第十九條の五の規定に依る

費用の請求額に關する件」第一條第二項に基く。

指定取消年月日 昭和二十二年六月十六日

◇鳥取縣告示第二百四十六號

昭和二十二年四月二日鳥取縣告示第四十號中自作農創設特別措置法施行規則第八條の規定による知事の指定する期日を次のように改める。

昭和二十二年六月十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、同法施行規則第八條の規定による知事の指定する期日。

「昭和二十二年三月三十一日」を

「市町村（地區）農地委員會が當該農地につき自作農創設特別措置法第十八條第四項の公告をする日」に改

00037

◇鳥取縣告示第二百四十七號
各地方事務所(氣高地方事務所を除く)管内において、

縣稅檢査章並びに縣稅滯納者財産差押證票を次のように返納並びに交付した。
昭和二十二年六月十七日

區分	番號	交付返納年月日	所屬廳名	職名	氏名
縣稅檢査章	三	昭和廿二年六月三日返納	岩美地方事務所	鳥取縣事務吏員	前田盛廣
同	一八	同	同	同	高田純
縣稅滯納者財産差押證票	三	六月三日同	同	同	前田盛廣
同	一八	五月廿六日同	同	同	高田純
縣稅檢査章	四	六月二日同	八頭町	同	下田勘一
同	五	五月廿一日同	同	同	橋本義親
縣稅滯納者財産差押證票	四	六月二日同	同	同	下田勘一
同	二〇	五月廿一日同	同	同	松本義親
縣稅檢査章	一三〇	六月三日交付	東伯郡東郷松崎村書記補	書記	奥野俊子
同	一一二	返納	同	書記	福羅道夫
同	一一一	交付	同	古布庄村 收入役	岩垣忠義
同	一一三	同	同	書記補	横山清
同	一五	五月三十日返納	西伯地方事務所	鳥取縣事務官吏	市川瀧雄

00038

縣稅滯納者財産差押證票 一五 同
縣稅檢査章 一六 同
縣稅滯納者財産差押證票 一六 同

同 同 市川瀧雄
同 同 柴田力壽
同 同 柴田力壽

◇鳥取縣告示第二百四十九號
昭和十八年六月鳥取縣令第三十七號鳥取縣農工品檢査規則に基く檢査事務を、昭和二十二年五月一日農林省鳥取食糧事務所に委託した。
昭和二十二年六月十七日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

檢査事務を、昭和二十二年五月一日農林省鳥取食糧事務所
所に委託した。
昭和二十二年六月十七日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣告示第二百五十號
昭和十六年十月鳥取縣令第五十八號麻、三稜、楮の檢査規則に基く檢査事務を、昭和二十二年五月一日農林省鳥取食糧事務所に委託した。
昭和二十二年六月十七日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣告示第二百五十一號
昭和十八年二月二日鳥取縣令第五號茶種檢査規則に基く

集 報

昭和二十一年勅令第三百一十一號に關する件
(連合國占領軍の占領目的に有害な行爲に對する處罰等に關する勅令)
(昭和二十一年五月二十九日本欄參照)
昭和二十二年五月九日以降本件に關係せる官報登載、連合國最高司令官發日本政府宛覺書は左記の通りである。
一、宣傳用出版物沒收に關する件
(昭和二十二年五月二十二日付官報參照)
(昭和二十二年五月二十八日付官報參照)